平成２５年（フ）第４０６９号
大阪府豊中市中桜塚１丁目18番９―205号
破産者　垣内　春雄
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０７５号
大阪府箕面市粟生間谷西７丁目５番12―106号、前住所大阪府茨木市真砂３丁目11番７号ミューズコート201号
破産者　源野　豊
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０８２号
大阪府寝屋川市清水町９番16―106号
破産者　寺澤　昌典
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１３９号
大阪府摂津市浜町６番19号
破産者　増田富美子
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１４３号
大阪府八尾市本町７丁目15番20―503号、前住所大阪府八尾市北本町２丁目10番５―519号
破産者　加藤　健
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３１１号
大阪市東住吉区鷹合１丁目３番10号　ピジョン雅303号、前住所滋賀県大津市大将軍１丁目２番１―101号
破産者　肉のアサイこと　淺井　敏朗
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３１３号
大阪市東住吉区湯里２丁目６番３号
破産者　岡本　啓次
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９０号
堺市中区土師町１丁23番20―105号
破産者　上津圭一郎
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７４９号
大阪府河内長野市北貴望ケ丘38番５―202号
破産者　寺本　瑞恵
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７９０号
堺市北区船堂町１丁10番15号、開始決定時の住所堺市北区東浅香山町２丁14番地　株式会社杉山商事浅香店内
破産者　中田　浩二
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７９７号
堺市北区百舌鳥梅北町５丁446番地　日髙方、開始決定時の住所堺市北区百舌鳥梅北町５丁418番地９
破産者　中田　範子
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８６８号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目９番13号、前住所大阪府松原市別所２丁目２番４号
破産者　吉川　眞吾
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
岡山県津山市上之町320番地５
破産者　水島　忠子
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第２９１号
広島市中区江波二本松１丁目13番25―201号
破産者　めいでんこと　名田　幸生
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２９号
広島市安佐北区亀山西１丁目８番６号
破産者　上山　孝志
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８号
北九州市八幡東区石坪町14番20号
破産者　留村　和利
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５号
岩手県九戸郡洋野町大野第８地割９番地３、旧住所神奈川県横浜市栄区長尾台町116番地秋本荘
破産者　上平　保彦
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第９号
群馬県前橋市大友町２丁目27番地１　前橋ダイヤモンドマンション303号、破産手続開始決定時の住所群馬県沼田市鍛冶町928番地18
破産者　後藤　清孝
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第９２６号
横浜市港南区下永谷６丁目３番33号　トピア下永谷103
破産者　柏井　克也
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部